

外国税額控除について

外国で所得税や住民税が課税されている場合、日本でも同じように所得税や住民税が課税されると、二重に課税されることになるため、それを調整するために控除されるものです。

控除の方法は以下のとおりです。

控除の手順…(1)から順に行い、控除しきれなかった場合は次に進みます。

		控除できる限度額		
(1)	所得税－外国税額	所得税控除限度額(A)＝	所得税額 ×	国外の所得合計
				所得の合計
(2)	県民税－((1)で引ききれなかった外国税額)	(A) × 12%		
(3)	市民税－((1),(2)で引ききれなかった外国税額)	(A) × 18%		